

## 異常気象対策実施要領

### 1 警戒体制

#### (1) 区分及び移行・解除基準

警戒体制の区分等は、別添1「警戒体制基準」のとおりとする。

#### (2) 船舶が各体制において執るべき措置

各体制において執るべき措置については港則法に基づく勧告の内容を遵守し、別添2「台風等来襲時における措置」及び別添3「津波に対する船舶の措置」に示す対応を標準とする。

なお、船舶は、気象庁が発表する津波に関する情報を入手した場合は、港則法に基づく勧告や本委員会からの連絡を待つことなく、別添3「津波に対する船舶の措置」を講じるものとする。

#### (3) 移行時期の特例

台風及び急速に発達する低気圧に関する警戒体制に移行する時間帯が夜間となる場合には、警戒対策の実施や連絡に要す時間等を考慮し、日没前の早期に移行できるものとする。

また、台風の勢力が大きく「最大風速40 m/s以上」が対馬に到達すると予想される場合は早期に警戒体制へ移行することができる。

### 2 警戒体制等の伝達及び周知

船舶等への伝達方法は次のとおりとする。

#### (1) 連絡系統によるもの

対馬海上保安部から別添4の関係先に一斉FAXにより伝達する。

警戒体制等の伝達を受けた会員は、有効な伝達手段により関係機関及び関係船舶に対して同情報を通知する。

#### (2) 海の安全情報によるもの

海の安全情報（沿岸域情報提供システム）により周知する。

緊急情報の掲載及び緊急情報のメール配信

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/tsushima/kinkyu.html>

#### (3) 船舶・海事関係者等からの問合せに対するもの

対馬海上保安部交通課で対応する。

電話・FAX 0920-52-0643

#### (4) 巡視船艇によるもの

マイク、国際VHF、ライトメール等により周知する。

#### (5) 漁業無線によるもの

対馬漁業無線により周知する。

## 警 戒 体 制 基 準

区 分		要 件
台 風	第1警戒体制	気象庁が発表する台風情報において、上対馬（比田勝港、佐須奈港）又は下対馬（厳原港、豆酩港）に台風の強風域が12時間以内に到達すると予想される場合
	第2警戒体制	気象庁が発表する台風情報において、上対馬（比田勝港、佐須奈港）又は下対馬（厳原港、豆酩港）に台風の暴風域が6時間以内に到達すると予想される場合
低 気 圧	第1警戒体制	気象庁から上対馬（比田勝港、佐須奈港）又は下対馬（厳原港、豆酩港）に暴風警報が発表又は発表が予想され、港内への影響が予想される場合※
	第2警戒体制	気象庁から上対馬（比田勝港、佐須奈港）又は下対馬（厳原港、豆酩港）に暴風警報が発表又は発表が予想され、当該地方の平均風速が25m/s以上と予想される場合
津 波	第1警戒体制	気象庁から対馬に津波注意報が発表された場合
	第2警戒体制	気象庁から対馬に津波警報、大津波警報が発表された場合
警戒体制の解除		<p>第1警戒体制・第2警戒体制の要件（気象要件）となる台風情報（強風域又は暴風域）若しくは警報または注意報（以下「台風情報等」）が解消された場合</p> <p>なお、異常気象に関する警戒体制が引き続き必要と判断される場合、本委員会では以下の対応を実施する</p> <p>（1）第2警戒体制が解除された場合、強風域が抜けるまでの間、第1警戒体制を維持する</p> <p>（2）台風情報等の解消後、第1警戒体制にあっては15m/s、第2警戒体制にあっては25m/s以上の平均風速が認められる場合、各体制を維持する</p> <p>（3）前項に定める値を超えない状態となった場合、各体制を解除する</p>

各警戒体制については、上対馬（比田勝港、佐須奈港）、下対馬（厳原港、豆酩港）のどちらか一方、または上対馬及び下対馬の両方で移行する場合がある。

※ 第1警戒体制の要件にある「港内船舶への影響が予想される場合」については、気象庁が発表する「早期注意情報」の陸上部最大風速（10分間平均風速の最大値）が20m/s以上の場合を基本とする。

## 台風等に対する措置

区 分	船舶等の対応	
第1 警戒体制	一 般 船 舶	在泊船舶は、荒天の準備を行い、必要に応じ直ちに運航できるよう準備をすること。
	小型船・汽艇等	船溜まり等安全な場所に避難し、または直ちに避難できるよう準備をすること。
	危険物積載船舶	危険物荷役は状況に応じて中止し、一般船舶の措置を行うこと。
	工事・作業及び台船等	風浪により物件が流出しないように、物件の固縛、陸揚げ等を行うこと。 航行速力等により対応に時間を要する船舶は、状況に応じて避難等を行うこと。
	<p>錨泊船舶は走錨の防止のため次の事項に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際VHF（CH16）を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。</li> <li>・当直員（船橋当直、無線当直等）を配置すること。</li> <li>・AIS搭載船舶はAISを常時作動させること。</li> </ul>	
第2 警戒体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 厳原、比田勝、豆酏、佐須奈各港在泊中の500トン以上の船舶は港外（泊地外）へ避難すること。</li> <li>2 その他の船舶は船長の判断により避難等適切な措置をとること。 なお、岸壁係留する場合には、十分な荒天準備を行うとともに直ちに運航ができる体制をとること。</li> <li>3 小型船及び汽艇等は、船溜まり等安全な場所に避難をすること。</li> <li>4 錨泊船舶は走錨の防止のため次の事項に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際VHF（CH16）を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。</li> <li>・当直員（船橋当直、無線当直等）を配置すること。</li> <li>・AIS搭載船舶はAISを常時作動させ、メッセージの受信に注意すること。</li> </ul> </li> </ol>	

注：警戒体制の発令中であっても、災害応急対策に従事する者や必要な物資の緊急輸送その他同対策を実施するための船舶は、港長等に連絡して必要な対応を行う。

津波に対する船舶の措置

別添3

区分	津波警報・注意報の種類		津波来襲までの時間的余裕	船舶の対応					
				大型船、中型船（漁船含む）			小型船（プレジャーボート、小型漁船）		
				港内着岸船		錨泊船（作業船含む）	航行船	港内着岸船	航行船、錨泊船
				一般船舶（作業船含む）	危険物積載船舶				
第2警戒体制	大津波警報	10m超（10m<予想高さ）	無し	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	作業中止 港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後陸上避難又は港内避泊
		10m（5m<予想高さ≤10m） 5m（3m<予想高さ≤5m）	有り	荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 港外退避	作業中止 港外退避	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難（場合によっては港外退避）	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避
	津波警報	3m（1m<予想高さ≤3m）	無し	荷役・作業中止 係留避泊	荷役・作業中止 係留避泊	作業中止 港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後陸上避難又は港内避泊
			有り	荷役・作業中止 港外退避又は係留避泊	荷役・作業中止 港外退避	作業中止 港外退避	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難（場合によっては港外退避）	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避
第1警戒体制	津波注意報	1m（0.2m<予想高さ≤1m）	有り	作業中止（原則荷役中止） 係留避泊又は港外退避	荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	作業中止 港内避泊（場合によっては港外退避）	港外退避（場合によっては係留避泊）	陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難（場合によっては港外退避）	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避

津波来襲まで時間的余裕

- 有り : 大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が有る場合
- 無し : 大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が無い場合

大型船

: タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。

中型船

: 大型船及び小型船以外の船舶をいう。

小型船

: プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない。）をいう。

陸上避難

: 船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限りの流出防止、危険物の安全措置をとる。

港外退避

: 港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する。（港外退避中に航行困難となった場合は、港内避泊）。

港内避泊

: 港内の緊急避難海域で錨、機関、スラスタにより津波に対抗する（小型船は流速の遅い水域で、津波、漂流物を避航）。

係留避泊

: 係留強化、機関の併用により係留状態のまま津波に対抗する（陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることも考慮する。）。

陸揚げ固縛

: プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。